

釧路水第35号

平成21年2月25日

千代ノ浦漁港施設使用者各位

釧路市長 蝦名 大也

( 公 印 省 略 )

平成21年度千代ノ浦漁港施設使用許可申請に係る  
申請様式等の送付について

晩冬の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、日頃より漁港施設使用に際しては、種々ご理解ご協力を賜り厚くお礼  
申し上げます。

さて、平成21年度標記漁港施設使用申請につきましては3月より受付を開  
始いたしますが、受付業務を円滑に進めるため平成20年度に標記漁港施設を  
使用された方々に対し申請に係る書類一式を下記のとおり送付いたしますので、  
申請をいただく場合にはご使用願います。

記

#### 1. 添付書類

- (1) 資料1 千代ノ浦漁港を使用される皆様へ
- (2) 資料2 漁港施設の試用期間と使用料金について
- (3) 資料3 申請時必要な書類について(千代の浦漁港関係分)
- (4) 資料4 漁港使用料のお支払い方法について
- (5) 資料5 重要

## 千代ノ浦漁港を使用される皆様へ

釧路市水産農林部水産課

本漁港を使用される皆様に、平成21年度施設使用申請に係る留意事項を記載いたしましたので、ご一読いただきますようよろしくお願い申し上げます。

### ○施設使用の申請について

混雑の原因となります路上駐車~~の軽減等のため~~、平成21年度以降も~~土地駐車場使用承諾書の添付~~が必要となります。~~添付のない方には、許可できません~~ので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

#### ・申請窓口について

本漁港の申請窓口は、~~釧路市（担当：水産農林部水産課 連絡先：〒085-0024 釧路市浜町3-18 くしろ水産センター2階 TEL0154-22-0191）~~です。過去に北海道（釧路支庁）へ申請書を送付された方もいましたが、申請窓口はあくまで釧路市のみですので、お間違えないよう締切期日に十分留意のうえ申請願います。

### ○使用上の注意について

本漁港は使用隻数の制限を行っていないことから、過去の状況として9月の土・日曜日は使用隻数が多く、今年度についても例年同様に漁港内の混雑が予想されます。事故等には十分ご注意ください。

### ○安全使用について

許可船舶で航行する際に安全を図るため「港内は2ノット以下で航行」をお願いしていますが、安全航行速度を超えた船舶の航走波は非常に危険ですので、再度航行速度にご注意下さい。

千代ノ浦周辺海域は沿岸部は広大な浅瀬が存在し、座礁事故のおそれがあるため、水深のある沖合側を迂回するなど安全航行に努めてください。

また、船揚場についてはコケが繁茂しやすく滑り止めを設置しましたが、牽引車両の運転についても、安全走行を心がけてください。

・申請書の枚数について

短期間使用（1日単位又は連続する7日間以内）を申請する場合は、各日ごとの申請書が必要となりますのでご注意ください。

例 ・使用日が5月3日から5日までと5月18日の場合は、3日から5日までの分各1枚と18日の分1枚の計4枚を提出いただくこととなります。

## ○その他留意事項

・ポート搬送用トレーラーに対する許可済証の貼付について

ポート搬送用トレーラーに許可済証（ステッカー）を貼付することが義務づけられていますが、貼られていない事例がありましたので、必ず確認し易い場所にステッカーを貼付して下さい。

なお、許可済証を貼付していない車両については、許可がないものと取扱いいたしますのでご注意ください。前年度はステッカーを貼り付けていない事例が多く見られました。

・航行区域について

船舶検査証に記載されている航行区域に、本漁港が含まれていない場合は許可できませんので、十分ご注意ください。

## ○平成21年度からの取扱いの変更について

・使用料金の納付について

使用料金の納付について納付年月日までの支払いが無く、北海道より督促状が出た方につきましては、次回の申請時には使用料金を納めてから許可証を交付することといたしましたので納付年月日までに使用料金を納めて下さい。

・短期間使用の変更について

短期間使用日の変更につきましては、当初申請の短期間使用日から2ヶ月以内とし、申請の受付は従来どおり使用予定日の翌開庁日といたしましたのでよろしくお願いします。

（例1）当初申請の短期間使用日が4月15日の場合は6月14日までとなります。

（例2）当初申請の短期間使用日が6月1日の場合は7月31日までとなります。

## 漁港施設の使用期間と使用料金について

## 1 使用期間について

- ① 申請書の「使用の期間」欄には、使用する日時を正確に記載してください。
- ② 申請書に記載された「使用の期間」により、使用料が算定されることとなりますので、注意してください。

## 2 使用料金について

使用料金の区分は、次のとおり短期間と長期間に区分されています。  
船長のm未満の端数（cm単位）は切り上げてm単位で計算します。

（例 4.01mの船舶は5mとして取り扱います。）

## ○短期間使用の場合の料金（1日単位又は連続する7日間以内）

1日、船長1mあたり105円。

【短期間使用における料金早見表】

(単位：円、消費税込み)

船長 使用日数	4.01m~ 5m	5.01m~ 6m	6.01m~ 7m	7.01m~ 8m	8.01m~ 9m	9.01m~ 10m	10.01m~ 11m
1日	525	630	735	840	945	1,050	1,155
2日	1,050	1,260	1,470	1,680	1,890	2,100	2,310
3日	1,575	1,890	2,205	2,520	2,835	3,150	3,465
4日	2,100	2,520	2,940	3,360	3,780	4,200	4,620
5日	2,625	3,150	3,675	4,200	4,725	5,250	5,775
6日	3,150	3,780	4,410	5,040	5,670	6,300	6,930
7日	3,675	4,410	5,145	5,880	6,615	7,350	8,085

## ○長期間使用の場合の料金

区分	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 1年まで
船長1mあたり	800円	2,000円	3,400円	4,700円	5,200円

※ただし、指示施設の使用は、当該年度内です。

【長期間使用における料金早見表】

(単位：円、消費税込み)

船長 使用日数	4.01m~ 5m	5.01m~ 6m	6.01m~ 7m	7.01m~ 8m	8.01m~ 9m	9.01m~ 10m	10.01m~ 11m
1月未満	4,000	4,800	5,600	6,400	7,200	8,000	8,800
1月以上3月未満	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000
3月以上6月未満	17,000	20,400	23,800	27,200	30,600	34,000	37,400
6月以上9月未満	23,500	28,200	32,900	37,600	42,300	47,000	51,700
9月以上1年まで	26,000	31,200	36,400	41,600	46,800	52,000	57,200

### 3 使用期間と使用料金に関する留意事項

漁港施設の使用許可申請の際、下記の事例に注意してください。

(事 例)

- ① Aさんは、B漁港船揚場を使用するため、C町役場へ4月5日から5月4日までの使用期間で許可申請しました。

Aさんは、4月5日から5月4日までの1月の許可期間なので、長さ4.15m (m未満の端数は切り上げて、5mとして計算します。)のAさんのボートでは、1月未満の料金(「船長1mあたり800円」)が適用され、使用料金は、 $800円 \times 5m = 4,000円$ と解釈していました。

- ② その後、Aさんに対してC町役場から、B漁港の使用許可指令書と漁港施設使用料の納入通知書の送付がありました。

Aさんは、さっそく使用許可指令書と納入通知書の内容を確認したところ、納入通知書に記載されている使用料の金額が、「10,000円」となっていました。

- ③ Aさんは、おかしいなと思い、すぐにC町役場へ連絡したところ、担当職員から、次のとおり説明を受けました。

(C町役場職員)

「Aさんからの申請は、使用期間が4月5日から5月4日までの申請となっていますので、使用期間はちょうど1月となります。

この場合、長期間使用の料金区分では、1月以上3月未満の料金(「船長1mあたり2,000円」)が適用となります。

以上のことから、Aさんの申請に基づく使用料金は、 $2,000円 \times 5m = 10,000円$ となります。」

○ 許可後において、使用期間の延長及び短縮はできませんので、十分に注意して申請してください。

○ なお、申請に際して、使用期間と使用料金のついて、不明の点がありましたら、使用を希望する漁港の所在する釧路市役所水産課または釧路支庁水産課に予め確認のうえ、申請してください。

## 申請時必要な書類について（千代ノ浦漁港関係分）

年度最初の使用申請（本年3月1日以降の最初の申請）では下記の提出が必要となります。  
なお、年度内に2度目以降の申請をされる場合、初回申請内容と特に変更がないのであれば、  
②～⑦の書類は添付する必要はありません。

### ① 指定（指示）施設使用許可申請書（別紙様式－1）

※ 別添の記載例を参照してください。

### ② 船舟使用承諾書（別紙様式－2）

※ 自分の名義の船で申請する場合は不要です。

### ③ 土地駐車場使用承諾書（別紙様式－4）

※ 漁港内に駐車出来ない場合の駐車場所です。

### ④ 申請書添付資料

※ 別添の記載例を参照のうえ提出いただきますよう、ご協力お願いいたします。

### ⑤ 船舶検査証写し

※ 内容に変更が無い場合、前年度に許可実績があれば添付不要です。

※ 航行区域に千代ノ浦漁港が入っていること

### ⑥ 海技免状写し（使用者全員分）

※ 内容に変更が無い場合、前年度に許可実績があれば添付不要です。

### ⑦ 船体全体写真（番号確認できるもの、2枚に分けても可）

※ 船体に変更が無い場合、前年度に許可実績があれば添付不要です。

※ ⑤、⑥について、申請されている期間内に期限が満了する等変更があった場合には、必ず新たに交付を受けたものを添付してください。

## 漁港使用料のお支払い方法について

漁港使用料のお支払いは、許可証とともに送付される納入通知書にて各金融機関からお支払い頂くこととなります（振込手数料はかかりません）。

道職員及び市町村職員の大多数は業務上、現金を取り扱うことを許されていませんので、現金送付による納入は行わないようお願いいたします。

釧路市発行の納入通知書は、釧路市役所及び支所、郵便局を除く釧路市内の各金融機関で使用可能です。

また、釧路市外で使用可能な金融機関は下記の通りですが、指定の金融機関がお近くにない場合は、お知らせ下さい。

（釧路市外でのご利用可能金融機関）

国内本支店：北洋銀行・北海道銀行・北陸銀行・みずほ銀行（旧富士銀行）・秋田銀行・札幌銀行

道内本支店：北海道労働金庫（ろうきん）・釧路信用金庫・大地みらい信用金庫・網走信用金庫・北見信用金庫・釧路信用組合

使用料は申請を許可した段階でお支払い頂くこととなります。納入通知書に記載されている納期限内にお支払いください。

納入通知書は納期限を過ぎても使用可能ですが、納期を過ぎた段階で北海道庁より督促状が送付され、その督促状が発行された方は次回の使用申請については使用料金を前納されてからの許可証の発行となりますのでご注意ください。

# 重要

短期使用で申請される皆様へ

気象状況等により許可を受けた日に千代ノ浦漁港施設が使用できないことが予想される場合、使用日の前日までの開庁日に釧路市水産課（電話0154-22-0191）へ申し出て使用日の変更をすることができます。

許可日の変更に関しては、特に問題がない場合、電話連絡のみで承認したいと考えております。（許可番号、氏名、当初許可日、変更希望日、住所、連絡先電話番号を教えてください。）

ただし、当初の許可日を前倒ししての変更は同月内において、許可日が前半許可期間（1日～15日）であれば前半許可期間に、後半許可期間（16日～月末日）であれば後半許可内でしか変更できません。

例：9月30日許可→9月16～29日までの間でのみ前倒し。

10月15日許可→10月1～14日までの間でのみ前倒し。

後ろ倒しについては、平成21年度から当初の許可日から2ヶ月以内といたしますが、年度をまたいでの変更はできませんのでご了承ください。

なお、変更に伴うステッカーの再発行は致しませんが、道、漁港監視人への連絡は随時行いますので、許可台帳には変更が記録されております。

許可承認後でなければ漁港を使用することはできない事前承認のため、下記のような事後承認も禁止とします。

例1：4月6日(日)許可→4月13日(日)に許可を移動し、4月14日(月)に当課へ使用した旨連絡。

例2：4月13日(日)許可→4月6日(日)に許可を移動し、4月7日(月)に当課へ使用した旨連絡。



## 指定（指示）施設使用許可申請書

平成 年 月 日

釧路市長 様

〒

申請者 住所

(ふりがな)

氏名

㊟

電話番号

日中の連絡先

次のとおり、指定（指示）施設を使用したいので、北海道漁港管理条例第13条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

漁 港 名	千代ノ浦漁港
船 舟 名	
船舟の長さ、幅員及び喫水(又は深さ)、推進機関の種類及び馬力、船舟の材質並びに船舟の種類	長さ: m 幅: m 喫水(又は深さ): m 推進機関: 馬力: 馬力 船舟材質: 船舟種類:
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号等	
使用する漁港施設の名称	千代ノ浦漁港 船揚場(斜路)
使用の目的	
使用の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
船舟使用者の住所及び氏名	
船舟所有者の住所及び氏名 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	

- 注 1 申請者が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること  
 2 船舟使用者と申請者が同一人の場合、船舟使用者の住所及び氏名欄の記載は不要  
 3 船舟所有者と申請者が同一人の場合、船舟所有者の住所及び氏名欄の記載は不要

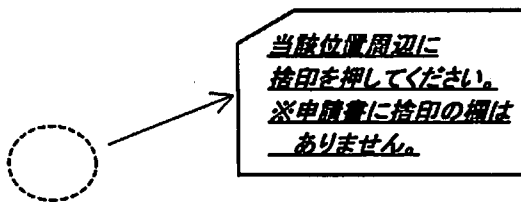
# ～指定(指示)施設使用許可申請書記入にあたって～

千代ノ浦漁港をプレジャーボートで利用する際は標記申請書を提出して頂きますが、誤字が散見されることから、下記の例に様に捺印を申請書に押印頂きますようお願いいたします。

## 指定(指示)施設使用許可申請書(例)

平成21年3月1日

釧路市長 ○○ ○○ 様



郵便番号〒 085-0024  
 申請者 住所 釧路市浜町3番18号  
 (ふりがな) くしろ たろう  
 氏名 釧路 太郎  
 電話番号 0154-22-0191  
 日中の連絡先

次のとおり、指定(指示)施設を使用したいので、北海道漁港管理条例第13条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

漁 港 名	千代ノ浦漁港
船 舟 名	マリン・トポス丸
船舟の長さ、幅員及び喫水(又は深さ)、推進機関の種類及び馬力、船舟の材質並びに船舟の種類	長さ:6.1m 幅:2.1m 深さ:1.04m 推進機関:船外機 船舟材質:FRP 船舟種類:プレジャーボート
船舶番号または船舶検査票の番号	200-22222
使用する漁港施設の名称	千代ノ浦漁港 船揚場(斜路)
使用の目的	釣りのため
使用の期間	平成20年4月 1日から 平成20年9月29日まで
船舟使用者の住所及び氏名	
船舟使用者の住所及び氏名 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地)	

# 船舟使用承諾書

平成 年 月 日

釧路市長 様

船舟所有者 住 所

氏 名

㊟

私が所有している船舟を次のとおり使用することを、承諾したので証明します。

記

使 用 者 (法人にあっては、その名称及び代表者 氏名)	住 所	
	氏 名	
使 用 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
船 舟 名		
船舶番号、船舶検査 済票の番号又は漁船 登録番号		

注 1 申請者が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること

# 土地駐車場使用承諾書

平成 年 月 日

釧路市長 様

土地所有者 住 所

氏 名



私が所有している土地を駐車場として次のとおり使用することを、承諾したので証明します。

記

土地使用者 (法人にあっては、その名称及び代表者 氏名)	住 所	
	氏 名	
使 用 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
土 所 在 地		

注 1 土地所有者が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること

## 申請書添付資料

使用する漁港  千代の浦 漁港		
車両の種類	メーカー名・車種・色	車両登録番号
牽引車		
トレーラー		

牽引車については、自己所有車両の他にも友人・知人の車を使用する可能性があると思われる方は念のためにすべての車両についてご記入いただくと幸いです。

記入していない車は使えないという意味ではありません。

また、提出後に車両を入れ替えた場合などは、ご連絡いただくと幸いです。

## 申請書添付資料（記載例）

使用する漁港		
千代の浦 漁港		
車両の種類	メーカー名・車種・色	車両登録番号
牽引車	例) 三菱パジェロ・ロング ツートンカラー(銀/青)  トヨタハイラックスサーフ 黒	釧路88あ〇×〇×  釧路33い×〇×〇
トレーラー		釧路800る×〇▲

牽引車については、自己所有車両の他にも友人・知人の車を使用する可能性があると思われる方は念のためにすべての車両についてご記入いただくと幸いです。

記入していない車は使えないという意味ではありません。

また、提出後に車両を入れ替えた場合などは、ご連絡いただくと幸いです。